

自治公民館等の災害時の避難所利用にかかる同意について (お願い)

災害発生時に住民みなさんが一時避難する場所として、多くの自治会で公民館・集会所や運動場などを指定しています。このたび、避難所の種類を法律「災害対策基本法」に規定される次の区分に整理し直すことを進めていますが、この手続にあたり、改めて避難所（＝公民館等）の管理者である自治会の同意をいただくことが必要となりました。

つきましては、既に避難所として指定しています公民館・集会所を「緊急避難場所」に指定することに同意をいただきますようお願いいたします。

避難所区分（災害対策基本法に基づくもの）

指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所。避難者が一時的または緊急的に集合する場所。 ・北栄町では、主に自治会の公民館や運動場などを想定。 ・北栄町での名称：一時避難所。
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性があり、非難者や災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在（生活）するための施設。 ・北栄町では、主に町立施設を想定。

避難所一覧

別紙一覧表のとおり。

指定緊急避難場所に求められる条件等

- ・災害の種類ごとに指定される。
- ・災害時に施設の開放を行う担当（自治会長など）が予め定められている。
- ・原則として、災害に対し安全な区域に立地している。または安全な場所に立地していない場合であっても災害等に対し安全な構造を有している。
- ・指定にあたっては施設等の管理者の同意が必要。

同意の確認方法

同意していただける場合は、連絡不要です。同意いただけない場合についてのみ2月10日(水)までに総務課情報防災室へご連絡ください。

指定緊急避難場所(一時避難所)

避難場所	所在地	種別	面積 (m ²)	収容人員 (人)	火災	風水害	土砂災害	地震	津波	備考
江北公民館	江北412-6	公民館							○	
江北浜多目的研修集会施設	江北1728-1	公民館		51		○			○	
江北浜農村公園	江北4579-1	グラウンド		600	○			○		
東新田場多目的研修集会施設	江北1990	公民館	96	41		○				
西新田場多目的研修集会施設	江北2547	公民館			○	○		○		
国坂公民館	国坂477-1	公民館		77		○	○			
国坂ふれあい会館	国坂477-6	公民館		27		○	○			
国坂浜集落センター	国坂180-1	公民館		76		△			○	
大野公民館	国坂2397-2	公民館	326	80		○	○	○	○	
田井集落センター	田井210-4	公民館			○	○				
土下多目的研修集会施設	土下179-3	公民館		48		○	○			
米里多目的集会施設	米里719	公民館	133	57		○	○			(注)
北条島集落センター	北条島601-6	公民館	224	95		△	○	○		
北尾公民館	北尾453	公民館		55		△	○			
弓原多目的研修集会施設	弓原422	公民館		42		○				
弓原浜公民館	弓原87-2	公民館				○		○		
駅前公民館	下神202-10	公民館	125	53		△		○		
下神多目的研修集会施設	下神559-3	公民館		50		○				
松神公民館	松神797	公民館	261	111		○				
曲農業構造改善センター	曲511-1	公民館		100		○	○	○		
みどり団地公民館	江北473-9	公民館		84		△				
向山団地公民館	北条島438-10	公民館				○				(注)
中央団地公民館	国坂728-1	公民館				△				
山西地区会館	// 743-3	公民館				○	○			(注)
みどり西公民館	江北487-9	公民館		85		△				
小河原団地公民館	江北200-14	公民館				○				
みどり南公民館	江北451-74	公民館		89		△				
国坂東区公民館	国坂6-7	公民館		36		△		○		
さつきヶ丘公民館	下神816-106	公民館		20		○		○		
国坂中団地公民館	国坂647-20	公民館				○	○	○		
さくら団地公民館	江北648-18	公民館				△				
西園多目的集会所	西園1160	公民館		50		○	○		○	
東園構造改善センター	東園343	公民館		50		○		○	○	
東園浜コミュニティセンター	西園478-2	公民館		30		○		○	○	
六尾構造改善センター	六尾384-3	公民館		50		△	○	○		
六尾北団地集会所	六尾261-1	公民館				○		○		
瀬戸公民館	瀬戸36-5	公民館		50		○	○			
原公民館	原194-2	公民館		50		○	○			(注)
大島自治会館	大島728-3	公民館		50		○	○			
西穂波構造改善センター	西穂波761	公民館		10		○	○	○		
穂波構造改善センター	穂波211-3	公民館		20		○	○	○		(注)
亀谷公民館	亀谷788-1	公民館		40		○	○			(注)
亀谷農村公園	亀谷674-3	グラウンド	2,000	600	○			○		
東亀谷公民館	亀谷391-5	公民館		50		○	○	○		
東亀谷運動場	亀谷1045-2	グラウンド	2,000	600	○			○		
下種集落センター	下種511-2	公民館		30		○	○			
上種公民館	上種299-1	公民館		30		○	○			

指定緊急避難場所(一時避難所)

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害	土砂災害	地震	津波	備考
茶や条集落センター	上種429-6	公民館		30		○	○			
西高尾さくら会館	西高尾703	集会所		30		○	○			(注)
"	"	グラウンド	500	31	○			○		
東高尾集落センター	東高尾487-1	公民館		30		○				(注)
岩坪公民館	岩坪89-7	公民館		20		○				
岩坪運動場	岩坪77-1	グラウンド	300	100	○			○		
高千穂集落センター	西高尾1164	公民館		30		○				
"	"	グラウンド	800	200	○			○		
由良宿1区公民館	由良宿492-1	公民館				○				
由良宿2区コミュニティセンター	由良宿1124	公民館				○		○		
由良宿3区構造改善センター	由良宿1649-3	公民館				○	○	○		
由良宿4区集会所	由良宿1553-2	公民館				○				
由良宿5区構造改善センター	由良宿1812-8	公民館				○		○		
由良宿6区集会所	妻波96-2	公民館				○				
由良宿7区公民館	由良宿596-19	公民館				○				
緑ヶ丘団地公民館	由良宿660-15	公民館				○	○	○		(注)
妻波公民館	妻波732	公民館		100		○			○	
妻波運動場	妻波1380-161	グラウンド	1,000	400	○			○		
大谷公民館	大谷1431-1	公民館		100		○			○	
大谷運動場	大谷3331-1	グラウンド	3,000	1,000	○			○		
別所構造改善センター	由良宿643-3	公民館				○		○		
比山多目的集会所	妻波1401-4	公民館		20		○				
青木多目的研修集会所	妻波1718-3	公民館		20		○				
二子塚公民館	由良宿2072-15	公民館				○	○			
北条小学校	国坂680	グラウンド	11,359	2,750	○			○		
北条中学校	土下100-1	グラウンド	28,270	6,850	○			○		
大栄小学校	由良宿213	グラウンド	10,864	2,630	○			○		
大栄中学校	由良宿340	グラウンド	25,531	6,180	○			○		
北栄町社会福祉協議会	瀬戸36-2	グラウンド	3,000	720	○			○		
JA鳥取中央北条支所	江北801-1	駐車場	873	370	○	△		○		
ル・サンテリオン北条	土下123-1	老健施設		370		△		○		
JA大灘カントリーエレベーター	大島304	駐車場	2,000	600	○			○		
JA北栄営農センター	妻波1730-4	集荷場	10,000	3,000	○	○		○		

1. 収容人員算定については、1人3.3㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。
2. 「風水害避難所」の「△」は床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能な場合に限り使用する。
3. 最終的には、全ての施設を避難所とし仮設住宅建設後等段階的に集約していく。

(注) 印 河川又は急しゅんな箇所が隣接しているため状況により避難すること。

指定避難所

指定避難所	所在地	連絡先	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害	土砂災害	地震	津波	備考
北条小学校	国坂680	36-2063	体育館	1,037	250	○	△	○			
"	"	"	建物	1,280	310		△				
北条中学校	土下100-1	36-4800	体育館	1,306	310	○	△	○	○		
"	"	"	建物	777	190		△				
北条ふれあい会館	" 100-3	無	体育館	1,621	390	○	△	○	○		
北条体育館	" 112	"	"	1,361	330	○	△				
中央公民館	"	36-2062	建物	1,320	320	○	△	○			
北条農村環境改善センター	田井7-1	無	"	641	150	○	△	○	○	○	
北条健康福祉センター	土下121-1	(内)592	"	306	70	○	△	○	○		
北条デイサービスセンター	田井46-2	36-4331	"	602	100		△				
北栄町B&G海洋センター	" 428-1	36-4331	体育館	1,719	420	○	○	○	○	○	
大栄小学校	由良宿213	37-2041	体育館	911	220	○	○	○	○		
勤労者体育センター	" 223-2	無	"	690	160	○	○				
大栄中学校	" 340	37-2024	体育館	1,414	340	○	○	○	○		
" 武道館	"	"	"	743	180	○	○	○	○		
中央公民館大栄分館	" 800	37-2137	公民館	850	200		○	○		○	
大栄体育館	" 797	無	体育館	1,497	360		○	○			
大栄農村環境改善センター	" 423-1	"	建物	350	80	○	○	○		○	
大誠体育館	瀬戸37-1	"	体育館	598	140		○				
大栄健康増進センター	" 22-1	37-2124	建物	462	110	○	○	○	○		
北栄町社会福祉協議会	" 36-2	37-4522	建物		150		○	○			
北栄人権文化センター	大島1046-6	37-4676	建物	593	140		○	○	○		
大栄ふれあい会館	下種868	無	体育館	930	230	○	○	○	○		(注)

- ※ 1. 収容人員算定については、1人3.3㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。
 2. 「風水害避難所」の「△」は床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能な場合に限り使用する
 3. 最終的には、全ての施設を避難所とし仮設住宅建設後等段階的に集約していく。

(注) 印 河川又は急しゅんな箇所が隣接しているため状況により避難すること。